

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2016年4月（その2）

インドにおける出願包袋の処分

先にインド特許意匠商標総局が出願人への法律に基づく通知をせずに約20万件の出願を破棄して大きな問題となっている旨報告しておりますが、これまでの経過を以下にまとめました。

1. 2016年3月

インド特許意匠商標総局が、審査報告書（examination report）通知に対して30日以内に応答がなかった出願を破棄したことが判明した。実際には書面通知が出願人や代理人に通知がされず、単に同局のウェブサイトに掲載されていただけのものや、応答がされていたものも放棄対象とされていた。

2. 2016年4月4日付インド特許意匠商標総局公告通知

苦情が多数寄せられたため、インド特許意匠商標総局による2016年4月4日付けの公告通知が出された、これによれば誤って放棄されたものとして取り扱われた出願については、陳述の機会を付与するので4月30日までに申し立てをする必要があるとのことであった。

3. 2016年4月5日付の裁判所命令

タタ・スチール、知財関係団体（Intellectual Property Attorneys Association (IPAA)）は、意匠商標総局が行った放棄処分の執行停止をデリー高等裁判所に求め以下の決定が出された。

(1) 2016年3月20日以降に同局が行った放棄手続の執行停止

(2) 商標出願について法律の定めた書面による通知を行わずに放棄をしてはならない。

なお本件について5月12日にヒアリングが行われる予定。

4. 2016年4月11日付インド特許意匠商標総局公告通知

インド特許意匠商標総局は2016年3月20日以降に同局が行った放棄手続の執行停止を通知するとともに、出願人に対しては問題ある場合には詳細を報告するように求めた。

弊所コメント

放棄の執行停止の命令がされていますが、一方で放棄とされた出願の出願人に詳細報告義務が課されており、また既に拒絶理由通知に対する応答をしながら放棄された案件の出願人も同様に同局に報告をする必要があります。よって係属中の出願につきまずは放棄の対象に含まれたか否かの確認を行い、万が一放棄の対象となっていた場合にはしかるべき申立をインド特許意匠商標総局する必要があるということになります。

現在弊所でお預かりしている案件について現地代理人に放棄対象か否かの確認を行っており、確認がとれたものから順次報告をさせていただいております。

以上